

公益財団法人岩手県文化振興事業団第63回理事会議事録

- 1 開催日時 令和4年11月16日(水) 午後1時30分～
- 2 開催場所 岩手県民会館 第1会議室
- 3 出席者 理事総数 9名
出席理事 7名
 理事長 石田 知子 理事 泉 裕之
 理事 熊谷 常正 理事 齊藤 邦雄
 理事 柴田 和子 理事 平野 信二
 理事 藁谷 収
監事総数 2名
出席監事 2名
 監事 佐々木 恵太 監事 田村 均次
- 4 議長 理事長 石田 知子
- 5 決議事項
議案第1号 令和4年度事業計画の変更について
- 6 報告事項
報告事項1 職務執行状況の報告について(令和4年度事業の執行状況)
報告事項2 県立施設の指定管理者指定申請に係る内定について
報告事項3 令和5年度美術館企画展及び文化振興基金事業について
- 7 議事の経過の要領及びその結果
定刻、総務部職員が、理事総数9名のうち7名出席により、本理事会が定款第35条に規定する定足数を満たしており、有効に成立した旨を告げた。
次に、本日の決議事項に特別の利害関係を有する理事がいないことを確認した後、開会を宣し、定款第34条の規定に基づき理事長が議長に就任し、議案の審議

に入った。

[決議事項]

議案第1号 令和4年度事業計画の変更について

議長は議案第1号を上程し、県民会館参事兼ホール課長及び埋蔵文化財センター総務課長から別紙議案書に基づき説明がなされ、その賛否を諮ったところ、全員異議なくこれを承認した。

[報告事項]

(1) 報告事項1 職務執行状況の報告について（令和4年度事業の執行状況）

理事長から、業務執行に際し各種規程に基づき必要な契約手続きや会計処理、財産管理、人事・組織管理等の業務を執行したこと、また、6月の理事長就任以降、理事長権限とされる資金の借入れを行っていないこと、県民会館、博物館及び美術館に係る指定管理者指定申請を行ったこと、不祥事案の対応を進めていること、新型コロナウイルス感染症のまん延を踏まえた当面の対応方針を見直したこと等について報告がなされた。

また、別紙資料に基づき業務執行理事4名からそれぞれ令和4年度事業の執行状況について報告があり、いずれも了承した。

(2) 報告事項2 県立施設の指定管理者指定申請に係る内定について

別紙資料に基づき、総務部総務課長から報告があり、これを了承した。

《質問・意見等》

【理事】

補足として、県民会館業務の見直し方針について説明させていただく。

第5期と第6期の指定管理期間における指定管理料、令和3年度決算と令和4年度当初予算の収支状況等を踏まえ、第6期指定管理期間においては窓口業務の時間短縮、会館利用申込に係る17時以降の窓口対応の廃止、窓口におけるチケット販売の廃止、自主事業公演数の削減等を予定している。

これに合わせ、組織体制の見直し・定数削減、利用料金及び駐車料金の見直し、委託料の見直しを行う計画であるので、あらかじめお知らせする。

【監事】

要するに、多額の赤字が見込まれるため、窓口業務の時間短縮等の業務の大幅な見直しを行うという理解でよろしいか。見通しはどうか。

【理事】

そのように受け取っていただいて結構である。今後の見通しは、大分厳しいものと考えている。

【監事】

収支不足額に相当する金額を生み出すのは、簡単なことではない。

【理事】

指定管理者制度の趣旨は、公の施設におけるサービス向上であった。例えば、博物館等では開館日や時間の弾力化等による利用者サービスの向上が目的だった。

当時は、インターネットを利用したシステム等は中途半端で、今回の県民会館での見直しについては、ネットを通じたチケット販売等で十分補完できるのではないか。そのような対応ができるのであれば、致し方ないと思う。

指定管理者制度については県民会館だけではなく、博物館、美術館も関わってくる。事業団として検討するなどの対応も必要になってくるのではないか。

博物館と美術館は、博物館法による登録博物館になっているはずだが、博物館法が来年度改正施行される中で、登録博物館の定期的なチェックという制度が始まる。そうした制度への対応を博物館と美術館は準備しておく必要がある。平泉世界遺産ガイダンスセンターも、登録博物館としての要件は満たしていると思うので、対応を検討してもらえればと思う。

1点質問だが、利用料金及び駐車料金の条例の範囲内での見直しということだが、どれほどできるものか。

【理事】

利用料金は、ほとんどが条例の上限いっぱいであるが、大ホール、中ホール等の一部の利用料金や駐車料金については、条例よりも少額の利用料金を設定して

おり、値上げの余地がある。現行料金の2割以内での見直しを検討している。

【理事】

なかなか大変で、業務の見直しもやむを得ないという感じを持っている。その中で、自主事業公演の削減も予定しているようだが、どの程度を想定しているのか。

もう一つ、窓口におけるチケット販売の廃止で、全てインターネットやコンビニでの販売になるのか。若い方々はともかく、窓口でチケット購入している方にとってはサービス低下になるのではないか。

【理事】

おっしゃるとおり、県民会館のサービス低下につながることは確かだが、よくよく考えると、指定管理の指定要件には窓口でのチケット販売は入っていない。経費の大部分は窓口業務の人件費が占めているが、県に確認したところ、経費の詳細な内訳の回答はなかった。様々な積算を見直ししているが、我々ができるのは収入の確保と人件費か委託料の削減しかない。結果として、人件費や組織に手を付けざるを得ないという結論になったもの。この見直しを行わなければ、県民会館の必要な経費削減にはほど遠い。

自主事業については、令和4年度の鑑賞型8公演、育成型5公演となっているが、今後については、民間企業・報道機関と連携し、県民会館の業務をどの程度削減して実施できるかによる。そのようにして組織体制を縮小したい。全く実施しないということではないが、これまでのように15公演、20公演というような事業数はできないと思う。

【理事】

生の芸術を提供するという大きな役割がある。

【理事】

県民会館は、県民に対し質の高い芸術を提供するという使命もある。それは守りつつ、最低の費用で最大の効果を生み出すような事業に取り組んでいきたい。この見直しが令和5年度で一気にできるとは考えていない。県民会館が50年培ってきたノウハウは素晴らしいものがあり、これを1、2年で変えてしまうこと

はできないが、トライしていかなければ次に進めない。

平成30年度、第5期の初年度から継続して多額の赤字を出しているが、指定管理期間の途中ということもあり、大幅な見直しは行えなかった。今般、第6期指定管理期間が始まるのに合わせ、見直しの方針をお示ししたところ。

収支差額分を生み出すのは相当大変で、これだけの見直しを行っても、おそらくマイナスになるのではないか。そこは、文化振興事業団全体でフォローしていただきながら、見直しの効果が指定管理期間の最終年度で出ているようにしていきたいと考えている。

【理事】

そうすると、来年度だけでこの見直しができるというわけではなく、第6期の5年間を通じて実施していくということか。

【理事】

やるときは一気にというのが一番だが、やり方を変えるのは難しい。窓口業務の見直しはともかく、自主事業については試行錯誤をしながらと考えている。

【理事長】

県民会館と博物館、美術館では指定管理や県の予算の建付けが違う。所管部局が異なることも大きいのかもしれない。また、県民会館は建物自体が古く、修繕にも経費がかかっており、これ以上指定管理料を増やせないという事情があるのかもしれないが、いずれ事業団としては、見直すべきところは見直していかなければならない。

その上で、条例で定められている利用料金についても、働き方改革等による人件費の上昇もあるので、県に見直しを求めている。委託料についても、清掃や警備等年々増えている中で、なるべくサービス低下につながらないような方向で、業務を見直していかなければならない状況である。

詳しくは、来年3月の理事会において、令和5年度の方向性や事業計画、収支予算等についてお示しさせていただく。

- (3) 報告事項3 令和5年度美術館企画展及び文化振興基金事業について
別紙資料に基づき、美術館副館長及び総務部総務課長から報告があり、

これを了承した。

以上をもって議事の全部の審議を終了したので、午後2時55分に閉会を宣し、解散した。

上記議事の経過の要領及び結果を明確にするため、理事長及び監事が記名押印する。

令和4年 月 日

公益財団法人岩手県文化振興事業団 第63回理事会

議 長 印

監 事 印

監 事 印